

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：令和6年4月1日から 令和9年3月31日までの3年間

2 内 容：

目標1 年次有給休暇の付与日数が10日を超える常勤職員について、平均10日以上の取得を推進する。

【対策】令和6年4月～

- ・対象職員をピックアップする。
- ・勤務表作成責任者の会議（主任会議）にて、年次有給休暇の消化状況の確認を行う。
- ・年次有給休暇の消化強化月間を設ける。（夏期・冬期）

目標2 「育児休業所得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度及びその相談窓口の周知や個別相談を行う。

【対策】令和6年4月～

制度及びその窓口の周知のため、年に2回以上制度の内容を職員へ発信する。

希望があった職員に対して個別に説明を行う。

目標3 職場復帰をしやすくするため、育児休業復帰直前の教育訓練を行う。

【対策】令和6年4月～

希望があった育児休業中の職員に対して教育訓練を行う。